



安全帯

2019年(平成31年)2月から

にかかわる法律が

改正されました

- 「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます
- 「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみです
- 「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません

| 安全帯 | 墜落制止用器具 |
|-------------|---------|
| 胴ベルト型(一本つり) | ○ |
| 胴ベルト型(U字つり) | × |
| ハーネス型(一本つり) | ○ |

- 以下の①～③の条件にいずれも当てはまる作業をおこなう場合は、「安全衛生特別教育」を受けなければなりません

①高さが2m以上

②作業床を設けることが困難

③フルハーネス型の墜落制止用器具を使って作業する

裏面へ

注意

2022年まで

猶予期間があります



◆現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは、2022年1月1日までです

◆現行の構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められるのは

●製造が可能 ⇒ 2019年7月31日まで

●販売が可能 ⇒ 2022年1月1日まで

あなたは「安全衛生特別教育」を受ける必要が **あり？**
なし？

下のフローチャートでチェック

① 高さ2メートル以上の作業ですか？

はい



いいえ

特別教育を受ける
必要はありません

② 足場上の作業ですか？

はい

足場の作業床が40cm以上あります
か？または木造家屋建築工
事でブラケット側足場の作業
床が24cm以上ありますか？

はい

特別教育を受ける
必要はありません

いいえ



いいえ（足場を使わない）

作業床はありますか？

はい

特別教育を受ける
必要はありません

いいえ



③ どんな高さで作業しますか？

5m以上で
作業する



フルハーネス
着用義務あり
特別教育を受ける
必要があります

2m～5m未満で
作業するが胴ベルト
を使う



特別教育を受ける
必要はありません

2m～5m未満で
作業するがフルハー
ネスを使う



特別教育を受ける
必要があります

※技術研修センター以外にも、埼玉県内各地で開催が予定されます。

当ホームページにて講習日程をご確認のうえ
空き状況および申請手続きは、所属の支部窓口へご確認ください。

※すでにフルハーネスを使って作業をしている方、元請（上請）からフルハーネスの着用を指導されている方は、特別教育の受講をお勧めします